

告示第 40 号

地方税法第 20 条の 2 の規定により、送達を受けるべき者と送達すべき書類について告示する。

当該書類は、太子町町民課に保管していますので、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 3 月 24 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

(注意)

当該書類を受領しないときは、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

(以下省略 太子町役場行政棟 1 階情報ギャラリーにて閲覧できます。)